

税務署は收受日付印を継続せよ！

中止する理由は何もない

皆さん、ご存知でしょうか？税務署は、来年（R7年）1月より、「税務書類への收受日付印の押印を中止する」と発表しました。今年の「3・13 統一行動」に参加された方は、確定申告書の提出時にその内容のパンフレットを渡されたのを覚えていると思います。

税務署は言います・・

「すでに関係機関や金融機関には理解頂いている」

「收受日付印がなくても電子証明や納税証明書があるから大丈夫」

- ・コロナ禍での「持続化給付金」の申請の際、「受付印のある申告書控え」を求められた過去。
- ・納税証明書を申請するには、時間と費用がかかる。

結局、納税者に手間と費用をかけさせて、デジタル化について来れない納税者を排除しようとするものです。

私たち民商は主張します！

少なくとも、納税者から求められたら押印するのは、行政サービスとして当然です。

又、全商連は「納税者が望まない事を有無を言わず押し付けるやりかたや、『紙の申告書』を提出する納税者への差別的な扱いは、基本的人権や法の下の平等を定めた憲法に違反する行為である。

「收受日付印の押印を継続せよ」の

請願署名を広げ継続を実現しよう

*袋の中に入っていますので、近くの役員か事務所に届けて下さい。



忘れていませんか？

期限は過ぎていますが、もう一度チェック！

* 源泉所得税の半期の納税と「定額減税」

6月に支払う給与から「定額減税」が始まっています。半期の納付と合わせてチェックしましょう。

* 社会保険の「算定基礎届」の提出

4月～6月の給与を報告する作業です。3カ月の平均賃金が2等級以上の上下変化があれば、「変更届」の提出が必要です。

* 建設業許可の営業年度終了届・年度更新

営業年度が終了する度に提出するのが「営業年度終了届」、5年毎に提出するのが「年度更新」。特に、「年度更新」の期限を超過すると、許可が消滅し新規の扱いになります。

8月「何でも相談会」開催のお知らせ

8月の何でも相談会は、お盆休みのため第3土曜日の下記の日程で行います。参加を希望される方は、事前に事務所までご連絡下さい。

○日時 8月17日(日) 午後1時半～

○会場 民商事務所

*相談料は無料、秘密厳守、ご安心下さい

民商事務所のお盆休みのご案内

民商では、下記の日程でお休みをいただきます。ご注意ください。尚、緊急の場合は、お近くの役員までお願いします。

○8月13日(火)～15日(木)

*8/9(土)から連休となります。